SMBC (CHINA) NEWS

国務院、《公平競争審査条例》を公布

国務院は、2024 年 6 月 13 日に、《公平競争審査条例》(中華人民共和国国務院令第 783 号、以下、本条例)を公布しました。本条例は 2024 年 8 月 1 日より施行されています。

本条例は、《独占禁止法》などの法律に基づき制定され、行政機関などが経営主体の経済活動にかかわる政策措置を起草する際に、公平競争審査を実施し、市場競争への影響を評価することを規定しています。審査の結果、競争を排除・制限する内容が含まれていない、または例外規定に合致する場合、当該政策措置を実施できます。

なお、本条例では、企業などの経営主体の公平競争を保障するため、「市場参入および撤退」、「商品および要素の自由な流動」、「生産経営コストへの影響」、「生産経営活動への影響」に関する 4 つの分野の審査基準を設定し、各分野において政策措置に取り入れてはならない事項を明確化しました。同時に、本条例の規定に違反する政策措置については、市場監督管理部門に通報することができる旨が定められています。

本条例の原文については、以下のウェブサイトをご参照ください。 https://www.gov.cn/zhengce/content/202406/content 6957049.htm

<本条例の概要>

公平競争審査の適用対象

起草過程における経営者の経済活動にかかわる法律・行政法規・地方性法規・規則・規範性文書および具体的な政策措置

審査基準(政策措置に取り入れてはならない事項)

- 第8条、市場の参入および撤退を制限、または形を変えて制限する以下の内容を含めてはならない
 - ① 市場参入ネガティブリスト以外の業種、分野、業務などについて、違法に審査許可手続を設定すること
 - ② 特別許可経営権の違法な設定または付与すること
 - ③ 特定経営者が提供する商品・サービスを経営し、購入し、または使用するように限定すること
 - ④ 不合理または差別的な参入および撤退の条件を設定すること
 - ⑤ その他、市場の参入および撤退を制限、または形を変えて制限する内容
- 第9条、商品および要素の自由な流動を制限する以下の内容を含めてはならない
 - ① 外地の、または輸入される商品・要素の当地市場への流入を制限し、または当地の経営者が転出し、商品・要素が移出するのを妨害すること
 - ② 外地の経営者が当地において投資し、分支機構を経営または設立することを排斥・制限・強制し、または形を変えて強制すること



- ③ 外地の経営者が当地の政府調達、入札募集へ参加することを排斥・制限し、または形を変えて制限すること
- ④ 外地の、または輸入される商品・要素に対して、差別的な課金項目、課金標準、価格または補助金を設定すること
- ⑤ 資質標準や監督管理にかかる法律執行などの面で、外地の経営者による当地での投資・経営に対する差別的な要求を設定すること
- ⑥ その他、商品・要素の自由な流動を制限する内容
- 第10条、法律・行政法規の根拠がない、または国務院の認可を得ていない生産経営コストに影響を与える以下 の内容を含めてはならない
 - ① 特定の経営者へ税優遇を付与すること
 - ② 特定の経営者に選択的な、または差異化された財政奨励金や補助金を付与すること
 - ③ 特定の経営者に要素の取得、行政事業性費用、政府性基金、社会保険料などに関する優遇を付与すること
 - ④ その他生産経営原価コストに影響を与える内容
- 第11条、生産経営活動に影響を与える以下の内容を含めてはならない
 - ① 経営者に対して独占行為を強制、または形を変えて強制すること、または経営者が独占行為を実施するための 便宜な条件を提供すること
 - ② 法定権限を超えて政府指導価格または政府決定価格を制定し、特定経営者に対して優遇価格を提供すること
 - ③ 市場調整価格を実行する商品・要素の価格水準に違法に干渉すること
 - ④ その他、牛産経営活動に影響を与える内容

例外規定

- 第12条、起草する政策措置について、競争を排除・制限する効果を有し、または有する可能性があるものの、以下のいずれかの状況に該当し、かつ公平な競争に及ぼす影響がより小さい代替案がなく、かつ合理的な実施期限または終了条件を確定することができる場合、当該政策措置を策定することができる
 - ① 国家の安全と発展の利益を維持保護するため
 - ② 科学技術の進歩を促進し、国家の自主的なイノベーション能力を強化するため
 - ③ 省エネ、環境保護、災害救済・救助などの社会的公共利益を実現するため
 - ④ その他、法律、行政法規に規定されている内容

市場監督管理部門への通報

 第22条、この条例の規定に違反する政策措置については、いかなる単位及び個人も、市場監督管理部門に対し 通報することができる。市場監督管理部門は、通報を接受した後、遅滞なく処理し、又は関係部門に転送して処理 させなければならない

以上



ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心13階

TEL: 86-(21)-3860-9000

● 上海浦西出張所

上海市長寧区通協路269号 建滔商業広場5号楼7階 TEL: 86-(21)-2219-8000

● 上海自貿試験区出張所

上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心13階T30室 TEL: 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室 TEL: 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号嘉里中心 北楼16階1601、1605-1606、 1608、1615、1628-1629室 TEL: 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階

TEL: 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新国際商務広場12階 TEL: 86-(512)-6606-6500

● 蘇州工業園区出張所

蘇州市蘇州工業園区 蘇州大道西2号 国際大厦16楼 TEL: 86-(512)-6288-5018

● 常熟出張所

常熟市高新技術産業開発区 東南大道33号 科創大厦8楼 TEL: 86-(512)-5235-5553

● 昆山出張所

昆山市玉山鎮登云路258号匯金 財富広場1号楼601、605-608室 TEL: 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市拱墅区武林街道延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階、6階603室 TEL: 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場12階 TEL: 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場2座23階 TEL: 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号 国金中心T1弁公楼20階単元1、15-18 TEL: 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号 申貿大厦4楼-A室

TEL: 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記二次元コードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

